

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案
規制の名称	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
評価実施時期	令和4年3月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無</p> <p>大量破壊兵器等1の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等2に関連する貨物及び技術については、約40カ国が参加する国際輸出管理レジーム3において、毎年各国が協調して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象等とする貨物及び技術の内容を合意している。</p> <p>平成30年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を規制対象等とすることが合意され、我が国も合意国として規制対象外となった貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを令和元年11月に行った。</p> <p>令和元年8月の事前評価時からその後現在に至るまで、追加規制の事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。</p> <p>【規制対象に追加】</p> <p>ジェットエンジン(我が国においては、研究開発段階にあり、今後実用化がされる見込みであるため、新たに規制対象に追加しても、規制の事前評価時点では大きな影響はないと考えられた。事後評価の時点においても未だ研究開発段階にある。)</p> <p>【規制対象から削除】</p> <p>歯車製造用の工作機械の部分品、付属品又は制御装置(当該品目は、歯車製造用の工作機械の専用部品であり、我が国においては、該当する品目が製造されていないため、規制対象から削除したことについて、事後評価の時点においても大きな影響はなかった。)</p> <p>1: 大量破壊兵器等:核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。 2: 開発等:開発、設計、製造、使用。 3: 国際輸出管理レジーム: NSG(核関連)、AG(生物・化学兵器関連)、MTCR(ミサイル関連)、WA(通常兵器関連)。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証</p> <p>事前評価時は、規制対象に追加した貨物は研究開発段階であり、規制対象から削除した貨物も、我が国において該当する品目が製造されていないが、仮に規制を拡充しなかった場合、輸出及び技術の管理が担保されず、国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることや、他の合意国との貿易において簡便な手続等の措置を受けられなくなるなど経済や企業活動等に支障が生じるおそれがあった。また、規制を緩和しなかった場合においても企業等に過剰な規制を課していた可能性があった。</p> <p>③必要性の検証</p> <p>規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。規制対象に追加した貨物については、実用化に向けての研究開発が進められているが、機微な技術の流出を防止するためにも、引き続き当該規制は必要である。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用の要素
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」の把握</p> <p>【事前評価時の測定指標】</p> <p>今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、新たに規制対象となる貨物及び技術について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。</p> <p>【遵守費用】</p> <p>国際輸出管理レジームの合意に基づき、新たに規制対象となる貨物及び技術については、大量破壊兵器等の不拡散などの観点から、大量破壊兵器等の製造等に転用可能な貨物及び技術が指定されており、これらの貨物及び技術は、一般的な製品と比較し、特殊な仕様や特殊な製造工程を要する貨物及び技術となる。</p> <p>このため、これら貨物及び技術に係る事業者等の数を定量化することは、特殊な仕様の貨物及び技術であるがゆえに事業者の特定に繋がること、また、我が国がこれら貨物及び技術を有していることが対外的に明らかになることは国際的な平和及び安全の維持の妨げとなること、などの理由から、定量的に試算することは困難である。</p> <p>なお、企業において許可を得るための作業コストは1件当たり約29,000円※と推計される。</p> <p>※許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。 作業時間5時間×2名=10時間 約2,900円=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和元年)の平均給与額(年間))5,034千円÷(労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,734時間(以下同じ)) 10時間×約2,900円=約29,000円</p>
(行政費用)	<p>⑤「行政費用」の把握</p> <p>【事前評価時の測定指標】</p> <p>外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たに規制対象となる貨物及び技術について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となるが、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。</p> <p>【行政費用】</p> <p>企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等の費用が発生した。他方、外為法に基づく輸出の審査や関係企業への周知等は定常的な業務の中で随時行っており、それに加えて追加の費用は発生は限定的である。</p> <p>経済産業省本省職員による説明会を開催(3回程度)しており、説明会業務に1人で約90分を要すると仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×90分/60分×3回=約11,700円が説明会等を通じた企業等への周知に係る費用となる。</p> <p>また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務1件辺りに要する人員数、作業数を1人で120分と仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×120分=約3,120円が1件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。</p> <p>※417,683円(国家公務員(全職員)の平均給与月額)÷(8時間×5日×4週)=約2,600円(平均給与月額は「平成31年国家公務員給与等実態調査の結果概要(令和3年10月人事院)」より)</p>
	影響の要素
	<p>⑥効果(定量化)の把握</p> <p>【効果】</p> <p>国際輸出管理レジームにおいて新たに規制対象等とすることが合意された貨物及び技術の管理を国際協調の下で我が国の関係法令に着実に反映させることは必要不可欠であり、合意内容を過不足なく実施することにより、国際的な平和及び安全の維持に寄与し、国際的な信頼の獲得が可能となる。</p> <p>また、我が国が国際的な合意を適切に実施していることを前提に、他国からの輸入の際に、企業は当該他国における簡便な輸出手続の便益を得ることができている。</p> <p>【効果予測との比較】</p> <p>事前評価後においても、引き続き我が国として国際輸出管理レジームに参加し、各国と協調して規制対象とすべき貨物及び技術の範囲の議論に関わっている。</p> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握</p> <p>国際的な信頼の獲得により得られる便益を金銭価値化することは困難。また、これに伴う、企業等における便益を金銭価値化することは困難。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握</p> <p>規制対象に追加した貨物については、現時点でも研究開発段階にある。当該規制拡充による遵守費用は発生していない。規制対象から除外した貨物については、現時点でも研究開発段階にある。従って、副次的な影響は発生していない。</p>
考察	<p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証</p> <p>当該規制の導入に伴い発生した費用については、遵守費用は見込まれず、行政費用については定量的な算定が困難である。一方、便益については、国際輸出管理レジームにおいて規制対象等とすることが合意された貨物及び技術を我が国の関係法令に着実に反映させることで、国際的な平和及び安全の維持に寄与し、国際的な信頼の獲得が可能となることから、引き続き、国際協調的な輸出管理を行う必要性が認められる。</p> <p>国際輸出管理レジームにおいては、輸出管理の対象となる貨物及び技術の見直しを毎年実施されている。これに合わせて、我が国でもおおよそ1年に1回の頻度で関係法令の見直しを行う必要がある。</p> <p>令和2年にも、国際輸出管理レジームにおける対象貨物及び技術の見直しが合意された。これを踏まえ、令和3年度に国内の事業者の意見も踏まえ、国内法令の改正につき検討をしたが、省令以下の軽微な改正で国際的な合意を担保することができたため、外国為替令及び輸出貿易管理令の改正は行わなかった。</p>
備考	